

農林業に係る 今後の損害賠償について（案）

平成28年12月
東京電力ホールディングス株式会社

I 農林業に係る今後の損害賠償の考え方

1. 素案見直しの背景
2. 平成29年1月以降の損害賠償案（見直し後）
3. 避難指示・出荷制限等に係る今後の損害賠償の全体像

II 避難指示・出荷制限等に係る今後の損害賠償の内容

I-1. 素案見直しの背景

- ◆ 素案（平成28年9月21日提示）に対しては、農林業関係者の皆さまから、以下のような多くのご意見をいただいております。

- 損害がある限りは賠償を継続することを明確にすべき。
- 賠償基準等の具体的内容が不明瞭かつ曖昧であることなどから、賠償打ち切りの不安が払拭できない。

- ◆ また、自由民主党東日本大震災復興加速化本部長から、賠償内容等について、以下のご指導をいただいております。

- 東京電力は、損害がある限り賠償するという方針、農林業の風評被害が当面は継続するとの認識を明確に示すこと。
- 避難指示区域内等に係る損害賠償額について、素案の年間逸失利益の「2倍相当額」を「3倍相当額」に見直し、3年後以降についても、農林業固有の特性により損害が継続する場合には、適切に対応することを明確にすること。
- 避難指示区域外における風評賠償については、平成29年1月から1年間を目途として、現行の賠償を継続することとし、平成29年末までに、平成30年以降の風評賠償の具体的なあり方について、農林業関係者の意見をしっかりと踏まえた上で確定させること。
- 国による営農再開支援や風評払拭に向けた取組に対して、適切に協力すること。

上記を踏まえ、素案を再考

I-2. 平成29年1月以降の損害賠償案（見直し後）

<基本的な考え方>

- 損害のある限り賠償するという方針に変更はなく、加えて、営農者の方々の再開に向けたご努力を今後とも強力に後押しするとの考え方にに基づき、引き続き、適切に賠償をお支払いさせていただきます。
- 農林業における風評被害は、当面は継続する可能性が高いものと認識しており、損害の実態に合わせて、引き続き、適切に賠償をお支払いさせていただきます。

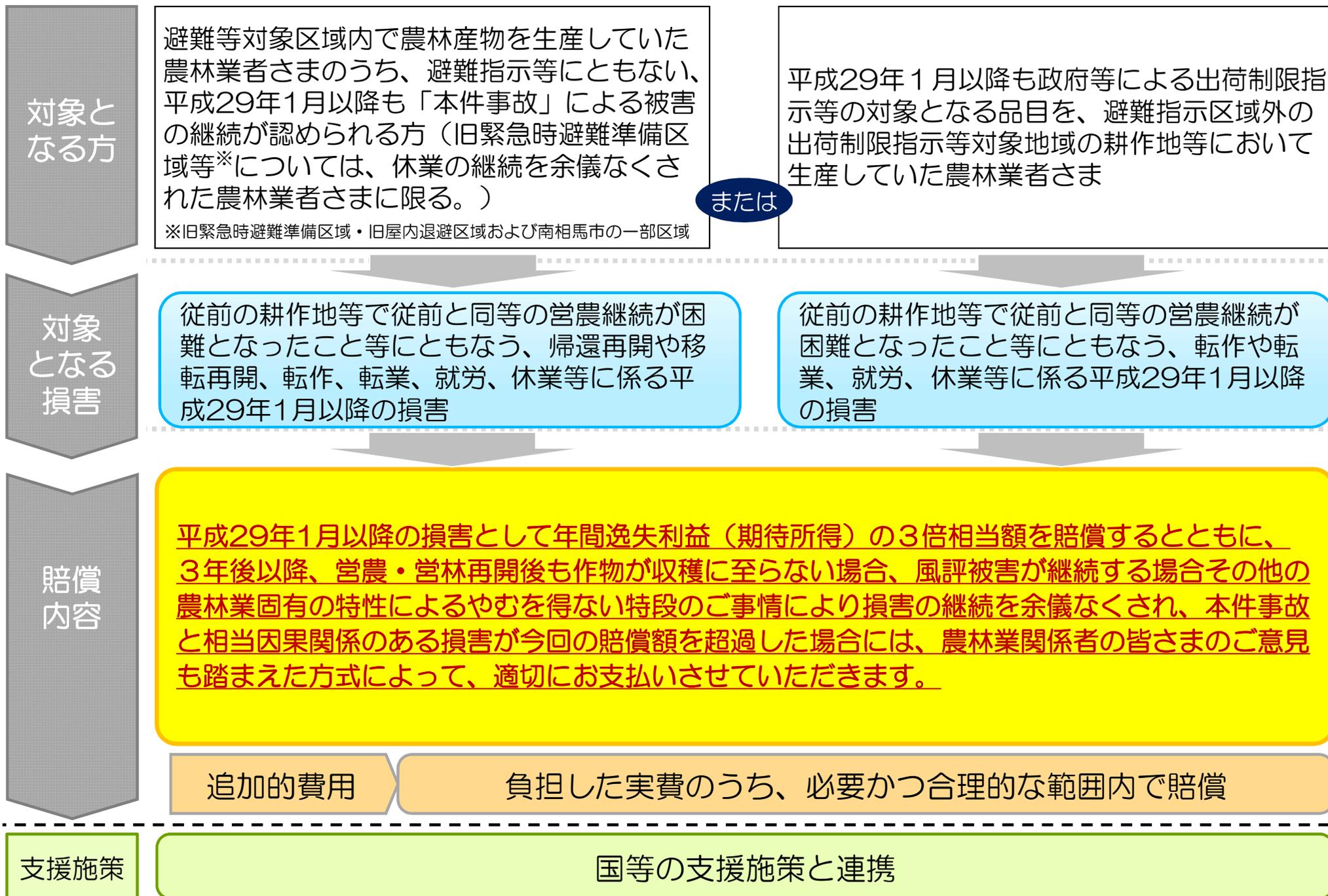
避難指示区域内・出荷制限等（詳細は次頁）

- ・ 年間逸失利益の3倍相当額を賠償させていただきます。
- ・ 3年後以降、営農・営林再開後も作物が収穫に至らない場合、風評被害が継続する場合その他の農林業固有の特性によるやむを得ない特段のご事情により損害の継続を余儀なくされ、本件事故と相当因果関係のある損害が今回の賠償額を超過した場合には、農林業関係者の皆さまのご意見も踏まえた方式によって、適切にお支払いさせていただきます。

避難指示区域外

- ・ 平成29年1月から1年間を目途として、現行の風評賠償を継続いたします。
- ・ 平成30年以降の風評賠償の具体的なあり方については、農林業固有の特性を踏まえ、本件事故との相当因果関係の判断基準や賠償基準の具体的な内容等を、農林業関係者の皆さまのご意見をしっかりと踏まえたうえで、遅くとも平成29年末までには確定させたうえで、平成30年から適用させていただきます。

I-3. 避難指示・出荷制限等に係る今後の損害賠償の全体像



I 農林業に係る今後の損害賠償の考え方

II 避難指示・出荷制限等に係る今後の損害賠償の内容

1. 対象となる方・損害
2. 賠償内容

Ⅱ-1. 避難指示・出荷制限等：対象となる方・損害

対象となる方

- 以下のいずれかに該当する個人事業主さま、中小法人さま※¹
 - ✓ **避難指示区域**で農林業※²を営んでいた農林業者さま
 - ✓ 旧緊急時避難準備区域、旧屋内退避区域および南相馬市の一部で農林業を営んでいた農林業者さまのうち、平成29年1月以降も**休業継続を余儀なくされた**農林業者さま
 - ✓ **政府等による出荷制限指示等**の対象となる品目を、対象地域の耕作地等において生産されていた農林業者さまのうち、平成29年1月以降も出荷制限指示等の継続が見込まれ、休業継続を余儀なくされる農林業者さま

※¹ 大法人さまについては、本件事故による被害の継続を個別に確認する。

※² 「農業」とは、農産物の生産を行う事業をいい、耕種農業（水稻、野菜、果樹、花き等の栽培）、畜産農業（乳用牛、肉用牛、豚、鶏等の飼養等）を含む。

「林業」とは、材木の育林、伐採、素材生産、林業受託サービス、栽培きのこ生産、薪炭生産及びその他林産物生産をいう。

対象となる損害

- 従前の耕作地等で従前と同等の営農継続が困難となったこと等にもなう帰還再開や移転再開、転作、転業、就労、休業等に係る平成29年1月以降の損害（「営業損害（平成29年1月以降分）」）
 - ※ 避難指示や出荷制限指示等、風評被害等により事業に支障が生じたことによる逸失利益等、将来減収として顕在化する「本件事故」と相当因果関係が認められる損害を含む。
- 「本件事故」にともない支出を余儀なくされた追加的費用

II-2. 避難指示・出荷制限等：賠償内容

賠償方法

- 営業損害（平成29年1月以降分）：平成29年1月以降の損害として年間逸失利益（期待所得）の3倍相当額を賠償^{※1}
- 追加的費用：負担した実費のうち、必要かつ合理的な範囲内で別途賠償

賠償算定式

賠償金額

=

営業損害
(平成29年1月以降分)

+

追加的費用

営業損害
(平成29年1月以降分)

=

年間逸失利益
(期待所得)

^{※2}

×

3

(期待所得の代表的な算定方法)

年間逸失利益
(期待所得)

=

作付面積

×

単位面積あたり
期待所得

÷

年間作付可能回数

年間逸失利益
(期待所得)

=

売上高

×

期待所得率

※1 営農・営林再開後も作物が収穫に至らない場合、風評被害が継続する場合その他の農林業固有の特性によるやむを得ない特段のご事情により損害の継続を余儀なくされ、本件事故と相当因果関係のある損害が今回の賠償額を超過した場合には、農林業関係者の皆さまのご意見も踏まえた方式によって、適切にお支払いさせていただきます。

※2 年間逸失利益（期待所得）の算定にあたっては、原則として直近請求時の算定基礎額を用いる。（包括請求を選択していた農林業者さまは包括請求時点、従来請求を選択していた農林業者さまは賠償対象期間に平成28年12月末を含む請求時点）

<参考> 避難指示等に伴う営業損害に関する中間指針の記載

東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する
中間指針（平成23年8月5日）

営業損害の終期は、基本的には**対象者が従来と同じ又は同等の営業活動を営むことが可能となった日**とすることが合理的であるが、本件事故により生じた減収分がある期間を含め、どの時期までを賠償の対象とするかについては、現時点で全てを示すことは困難であるため、改めて検討することとする。但し、その検討に当たっては、**一般的には事業拠点の移転や転業等の可能性があることから、賠償対象となるべき期間には一定の限度がある**ことや、早期に転業する等特別の努力を行った者が存在することに、留意する必要がある。

「風評被害」は、上記のように当該商品等に対する危険性を懸念し敬遠するという消費者・取引先等の心理的狀態に基づくものである以上、**風評被害が賠償対象となるべき期間には一定の限度がある**。

一般的に言えば、「平均的・一般的な人を基準として合理性が認められる買い控え、取引停止などが収束した時点」が終期であるが、いまだ本件事故が収束していないこと等から、少なくとも現時点において一律に示すことは困難であり、当面は、**客観的な統計データ等を参照しつつ、取引数量・価格の状況、具体的な買い控え等の発生状況、当該商品又はサービスの特性等を勘案し、個々の事情に応じて合理的に判定することが適当**である。

同 第二次追補（平成24年3月16日）

具体的な終期の判断に当たっては、①基本的には被害者が従来と同じ又は同等の営業活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的であること、②一方、被害者の側においても、本件事故による損害を可能な限り回避し又は減少させる措置を執ることが期待されており、一般的には事業拠点の移転や転業等の可能性があると考えられること等を考慮するものとする。**また、例えば公共用地の取得に伴う損失補償基準等を当該判断の参考にすることも考えられるが、その場合には、本件事故には、突然かつ広範囲に被害が生じた上、避難した者が避難指示解除後に帰還する場合があること等、土地収用等と異なる特殊性があることにも留意する必要がある。**

同 第四次追補（平成25年12月26日）

営業損害及び就労不能損害の終期は、中間指針及び第二次追補で示したとおり、避難指示の解除、同解除後相当期間の経過、避難指示の対象区域への帰還等によって到来するものではなく、その判断に当たっては、基本的には被害者が従来と同等の営業活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的であり、**避難指示解除後の帰還により損害が継続又は発生した場合には、それらの損害も賠償の対象**と考えられる。

被害者が移住等の先を決めるに当たっては、営業や就労に関する条件が大きな判断要素となると考えられ、**移住等の場合、移住等の先において営業又は就労を行うことが期待されるほか、移住等を要しない場合であっても、避難先において営業又は就労の再開に向けた努力が期待されると考えられる**。これまで必ずしも将来の生活に見通しをつけることができず、**営業又は就労を再開していなかった者も、移住等の先又は避難先において、営業又は就労の再開に向けた努力が期待される**。